

国民経済計算から見た 政府支出の性格変化およびその家計への影響

小川 雅弘

要旨 国民経済計算の政府個別消費支出（明確な家計向けの支出）に注目して、日本において1980年代以降における政府支出中の家計向け支出を検討した。家計側の収入面からは、その影響は不明瞭だが、政府側から見ると、政府支出中の家計向けの比率は上昇傾向にある。年金や公的健康保険・介護保険を含めると、この点はさらに明瞭である。小さな政府論は、このような政府の家計向け支出比率の上昇に対する反動という面を持っている。

キーワード 政府個別消費支出 家計現実消費支出 家計享受可能財・サービス
政府支出の性格 小さな政府論

目次

はじめに

1. 基礎的な概念
2. 家計の政府からの享受
3. 政府支出の性格

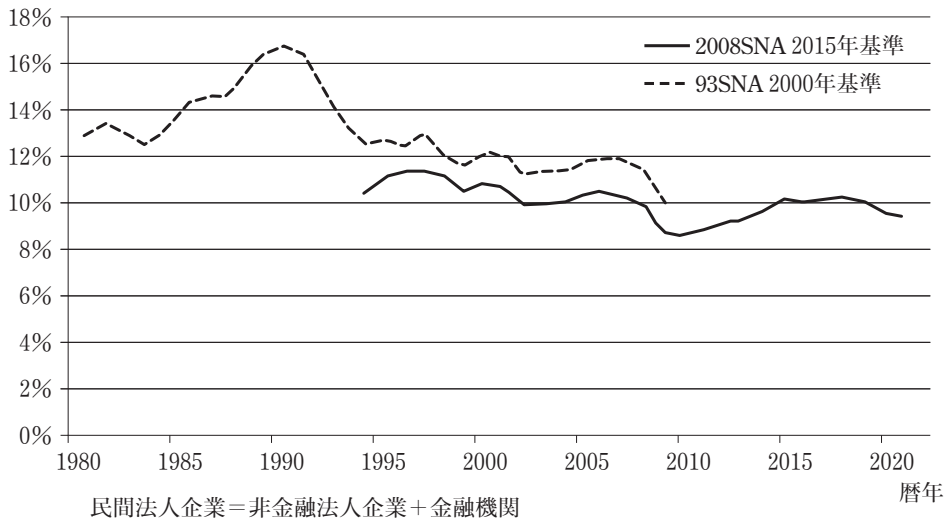
結び

はじめに

小稿では、1980年代から最近までの日本の国民経済計算の政府支出を見ることによって、日本における政府支出の性格の変化およびその家計への影響を見る。その際に政府個別消費、すなわち家計向けの政府サービスに注目する。それによって「小さな政府論」が主張される背景を見る。

日本の剰余価値率（＝剰余価値／可変資本）は、1975年0.478から2010年0.943と1970年代半ば以降上昇傾向にある（橋本 [2021]）。なお、利潤率は、分母たる資本概念の定義・測定に諸説ありうるので、小稿では言及しない。にもかかわらず日本において民間企業の資本蓄積率（民間企業固定資本形成／民間企業資本ストック）は、1980年代に年率13.0%から16.4%（93SNA 方式2000年基準）だったものが2009年には10.1%（93SNA 方式2000年基準）まで低下し、2008SNA 方式2015年基準では2021年9.1%前後というように、民間企業の資本蓄積は停滞している¹⁾（図表1）。なお民間企業の資本蓄積率は下記の式で計算している。

図表1 民間法人企業総資本形成／民間法人企業ストック（日本）



(企業固定資本形成＋個人企業資本形成²⁾／

企業(非金融法人および金融機関＋個人企業)資本ストック³⁾

図表1資料) 小稿における資料は、すべて『国民経済計算年報』2023年版である。2008 SNA方式2015基準あるいは93SNA方式2000基準の名目値を用いている。基本的に同時点における比率で議論しているので、名目値を用いている。ストック関係の勘定は暦年末だけなので図表1は暦年値である。図表2以後は、政府関係の勘定なので会計・財政年度が適当であり、さらに勘定によっては年度値のみなので、年度値を用いている。分母の資本ストックが粗概念だから、分子の資本形成も粗概念としている。

図表1民間資本蓄積率関係の各概念の値は次の勘定に掲載されている。図表2以降についても、掲載勘定を示すが、当該概念の値が複数の勘定に記載されている場合にも代表的な勘定1つだけを示している。

企業固定資本形成：フロー編 Ⅲ. 制度部門別資本調達勘定 1. 非金融法人企業
および 2. 金融機関

1) SNA方式とは、国連等が定めた国民経済計算の方式である。現在まで53SNA (United Nations Department of Economic Affairs Statistical Office [1953]), 68SNA (United Nations [1968]), 93SNA (Commission of the European Communities et al. [1993]), 2008SNA [(European Commission et al. [2008])] が公表されている。それぞれ各種概念の定義等が異なるため、同一名称の項目でも値が相違する。小稿では、各SNA方式ごとに指標を計算して並列してグラフ化し、各SNA方式内で当該指標の動きを解釈している。

2) 住宅資本形成を除く。

3) 93SNA 2000年基準には、家計・個人企業の住宅ストック額がないので、各年の民間住宅ストック×2008SNA 2015年基準の1994暦年末「家計・個人企業の住宅ストック／民間住宅ストック」で計算した。

個人企業資本形成：Ⅲ．制度部門別資本調達勘定 4. 家計（個人企業を含む）

（1）資本勘定 1.1 固定資本形成

非金融法人資本ストック：ストック編 Ⅱ．制度部門別勘定 （1）非金融法人企業

a. 期末貸借対照表勘定 1. 非金融資産 （1）生産資産 a. 固定資産

金融機関資本ストック：ストック編 Ⅱ．制度部門別勘定 （2）金融機関 a. 期

末貸借対照表勘定 1. 非金融資産 （1）生産資産 a. 固定資産

家計（個人企業を含む）資本ストック：ストック編 Ⅱ．制度部門別勘定 （4）家

計（個人企業を含む） a. 期末貸借対照表勘定 1. 非金融資産 （1）生産資産

a. 固定資産

企業資本ストック＝非金融法人企業資本ストック＋金融機関資本ストック

＋家計（個人企業を含む）資本ストック

経済停滞の要因として、家計や企業の租税負担上昇や、輸出停滞、家計消費停滞・家計貯蓄率低下なども考えられるだろうが、小稿は次の点に注目する。すなわち、少なくとも1980年代以降の日本において政府の支出中の家計向けの構成比が上昇し、その結果として政府支出が企業の投資行動にたいして抑制的に作用してきたのではないかと、いう点である。そして、その反動として「小さな政府論」が主張されるにいたったのではないかと。そこで、小稿は家計向けの政府サービス、すなわち政府個別消費を検討する。

1. 基礎的な概念

本節では、前提として基礎的な概念を説明する。詳しくは、拙稿（小川 [2020] [2022]）を参照されたい。

小稿で扱う「政府」とは、国民経済計算の「一般政府」（＝中央＋地方＋社会保障基金）⁴⁾である。「一般」とは、「社会保障基金なども含むすべて」という意味である。

SNA方式は、政府の活動を生産活動とし、政府サービス生産と呼ぶ。政府サービス生産に対応する仮想的な需要をSNA方式は「政府最終消費支出」（政府消費）と名付ける。政府消費の額は、下記のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{政府最終消費支出} &= \text{政府サービス生産額} - \text{他部門への販売} \\ &= \text{政府サービスの生産費用} - \text{他部門への販売額} \\ &= \text{公務員賃金} + \text{消耗品} \cdot \text{サービス購入額} + \text{固定資本減耗} \\ &\quad - \text{他部門への販売額} \end{aligned}$$

93SNA方式は家計消費について2通りに分類し、日本の国民経済計算もそれに従っている。この分類については2008SNAも受け継いでいる。1つは、家計が支出した消費額である家計最終消費支出（家計消費）である。もう1つは家計が享受した家計現実消費で

4) 国によっては州政府を含む。

ある。93SNA方式は、政府活動のうち個別の家計向けの財・サービスを提供を、「政府個別消費支出」と名づける⁵⁾。教科書無償配布や、公立学校や国公立美術館・博物館などにおける無償または費用を下回る価格でのサービス等を提供などである。公的健康保険制度・介護保険制度における、保険制度負担分も政府が医療サービス・介護サービスを家計へ無償供与と考えられる。政府最終消費のうち外交、防衛、警察、裁判など、享受主体を特定できない社会全体向け政府サービスに対応する需要を「政府集合消費」と呼ぶ。

私立学校法人、宗教法人、法人格を持つ労働組合・政党など、政府ではなく、営利企業でもない法人をSNA方式は「対家計民間非営利団体」と呼ぶ。これらの団体は生産した財・サービスの販売額で費用を賄えない場合がある。SNA方式は、その差額＝赤字分を家計へ無償で引き渡していると処理する。需要と生産のバランスを保つため、SNA方式は相当額の仮想的な需要を計上し、それを「対家計民間非営利団体最終消費支出」と呼ぶ。

93SNAおよび2008SNA方式は、このような政府個別消費および対家計民間非営利団体最終消費を家計が無償で享受すると処理する。その時、家計の享受する消費は、家計が消費財・サービスに政府個別消費および民間非営利団体最終消費を加えたものとなり、次のように表される。

$$\begin{aligned} \text{家計現実最終消費} &= \text{家計最終消費支出} + \text{政府個別消費} \\ &\quad + \text{対家計民間非営利団体最終消費} \end{aligned}$$

さらに政府個別消費は2つに分けられる。1つは、政府が民間から財・サービスを購入して家計に無料または低価格で支給する「現物社会移転（市場産出の購入）」であり、公的健康保険による医療サービス無償供与（自己負担でない保険給付分）、公的介護保険による介護サービス無償供与や義務教育における教科書無償配布など財・サービス自体は医療法人・診療所・介護サービス企業・出版社などが生産し、政府が支出・負担するものである。もう1つは、政府自体が財・サービスを生産して家計に支給する「現物社会移転（非市場産出）」である。

現物社会移転（市場産出の購入）と現物社会移転（非市場産出）は、それぞれ国民経済計算年報の次の勘定に掲載されている。

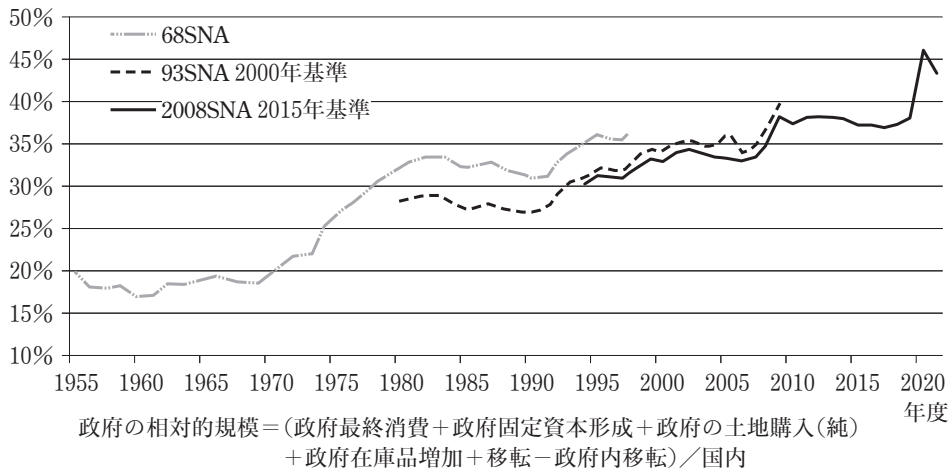
$$\begin{aligned} \text{現物社会移転（市場産出の購入）} &: \text{II. 制度部門別所得支出勘定 一般政府 3.1 現} \\ &\quad \text{物社会移転（支払） (1) 現物社会移転（非市場産出）} \\ \text{現物社会移転（市場産出の購入）} &: \text{II. 制度部門別所得支出勘定 一般政府 3.1 現} \\ &\quad \text{物社会移転（支払） (2) 現物社会移転（市場産出の購入）} \end{aligned}$$

なお、政府支出は政府消費に加えて下記のような項目を含む。

$$\begin{aligned} \text{政府支出} &= \text{政府最終消費} + \text{政府固定資本形成} + \text{政府の土地購入（純）} \\ &\quad + \text{政府在庫品増加} + \text{移転} - \text{政府内移転} \end{aligned}$$

5) SNA方式は、政府から家計への現金による給付は「移転」とし、財・サービスまたは政府サービスの政府から家計への給付は「政府個別消費」と分類する。

図表2 政府の相対的規模（日本）



このような、政府支出全般の対国内総生産（GDP）比を見ると、1960年度16.9%（68SNA）以降、1980年代後半、2003・4年度および2013～2017年度、2021年度を除いて、2020年度46.2%（2008SNA 2015年基準）まで上昇傾向にある（図表2）。

図表2資料)

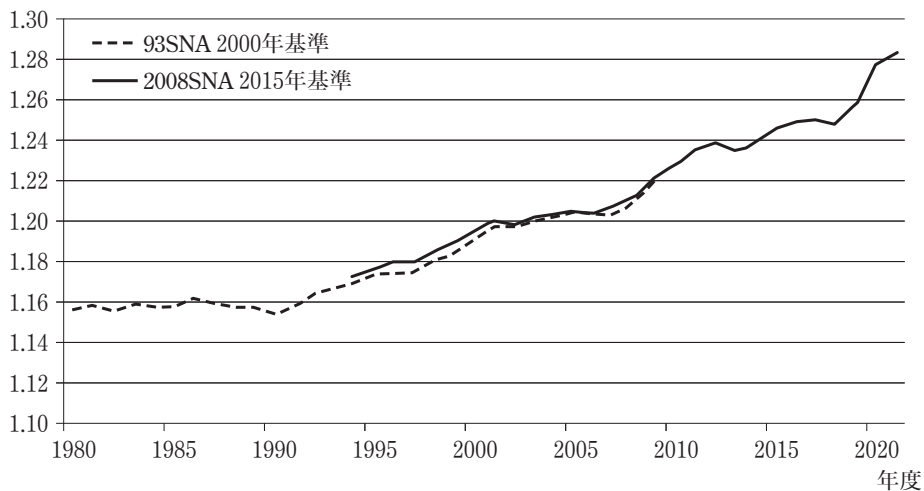
- 政府最終消費支出：フロー編（付表） 1. 統合勘定 （1）国内総生産勘定 1.8
政府最終消費支出
- 政府固定資本形成：Ⅲ. 制度部門別資本調達勘定 （1）資本勘定 3. 一般政府
- 政府在庫品増加：同上
- 政府の土地購入（純）：同上
- 政府の移転支出：Ⅱ. 制度部門所得支出勘定 4. 一般政府 （2）所得の第2次分配勘定 2.1 現物社会移転以外の社会給付（支払） および 2.2 その他の経常移転（支払）
- 政府内移転：Ⅱ. 制度部門所得支出勘定 4. 一般政府 （2）所得の第2次分配勘定 2.2 その他の経常移転（支払） （2）一般政府内の経常移転

なお、68SNAには「現物社会移転以外の社会給付」の項目はなく、「4. 補助金 5. 社会保障給付 6. 社会扶助金 7. 対家計民間非営利団体への経常移転 8. 無基金雇用者福祉給付 9. その他の経常移転」という項目があり、そこへ現物社会移転（政府個別消費）が含まれていると考えられる。さらに「一般政府内の経常移転」項目はない。したがってこの政府支出に関して68SNAを93SNA・2008SNAに接合するのは難しい。

2. 家計の政府からの享受

まず、家計にとって政府個別消費と対家計民間非営利団体の比重の動向を見てみよう。家計が実際に享受した財・サービスは、家計が支出・購入した財・サービスたる家計最

図表3 家計現実消費／家計最終消費（日本）



終消費支出に、政府個別消費と対家計民間非営利団体最終消費を加えたものであり、家計現実消費と呼ばれる。家計現実消費の家計最終消費に対する比率は、日本において1990年度1.16（93SNA 2000年基準）から2021年度1.28（2008SNA 2015年基準）まで一貫して上昇傾向にある（図表3）。すなわち、家計における政府個別消費と対家計民間非営利団体最終消費の比重は日本において1980年代から最近まで増している。

図表3資料)

家計最終消費支出：Ⅳ．主要系列表 （1）国内総生産（支出側） 名目 年度

家計現実最終消費支出：同上

対家計民間非営利団体最終消費支出：同上

政府最終消費支出：同上

政府現実消費支出：同上

政府個別消費支出＝政府最終消費支出－政府現実消費支出

：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 一般政府勘定 3.1 現物社会移転（支払）

また、現実に支出した額ではなく家計が享受可能な財・サービスは、家計の所得である家計経常収入に政府個別消費支出と対家計民間非営利団体消費支出を加え、そこから直接税・罰金・社会保障負担を除いた額である。それは次のように定義される。

家計が享受可能な財・サービス＝雇用者報酬＋家計財産所得＋個人企業所得－直接税
－罰金－社会保障負担＋政府個別消費支出
＋対家計民間非営利団体消費支出

なお、SNA方式は、持ち家が家賃分の生産・所得分配をしていると想定し、いわゆる帰属家賃を需要・生産・所得に計上している。支払い・受け取りが実際に行われておらず

所得分配の原資・対象ではないとして帰属家賃を分母・分子から除くとの考え方もありうるが、SNA方式では帰属家賃を持ち家への仮想的な家賃支払いとして家計消費支出に含めており、小稿では帰属家賃もこの指標の分母・分子に含めている。

家計による各種の負担も考慮すると、直接税・罰金等および公的な社会保障負担を支出可能な所得から控除すべきである。したがって家計は、直接税・罰金が消費財・サービスに対して支出可能であり、さらに加えて政府個別消費と対家計民間非営利団体消費を家計は享受している。そこで、家計が享受可能な財・サービスは次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{家計が享受可能な財・サービス} &= \text{家計経常収入} - \text{直接税} - \text{罰金} - \text{社会保障負担} \\ &\quad + \text{家計固定資本減耗} + \text{政府個別消費} \\ &\quad + \text{対家計民間非営利団体消費} \end{aligned}$$

この家計が享受可能な財・サービスの市場価格表示の国民総所得に対する比率を「家計享受可能率」と名づけよう。この時、分母は国内総生産よりも国民総所得が望ましい。なぜなら、分子の家計が享受可能な財・サービスは、固定資本減耗を含む粗概念・市場価格であり、また支出の源泉は海外からの受け取りを含み海外への支払い控除後が望ましいから、「国民」概念が適当である。したがって、国民総所得を分母にするのが適当である。

家計享受率は下記の式となる。

$$\text{家計享受可能率} = (\text{家計経常収入} - \text{家計の直接税支払い} - \text{罰金} - \text{社会保障負担} + \text{政府個別消費} + \text{対家計民間非営利団体消費}) / \text{国民総所得}$$

家計経常収入の定義は下記のとおりである。

$$\text{家計経常収入} = \text{営業余剰} \cdot \text{混合所得(純)} + \text{雇用者報酬} + \text{財産所得(受取)}$$

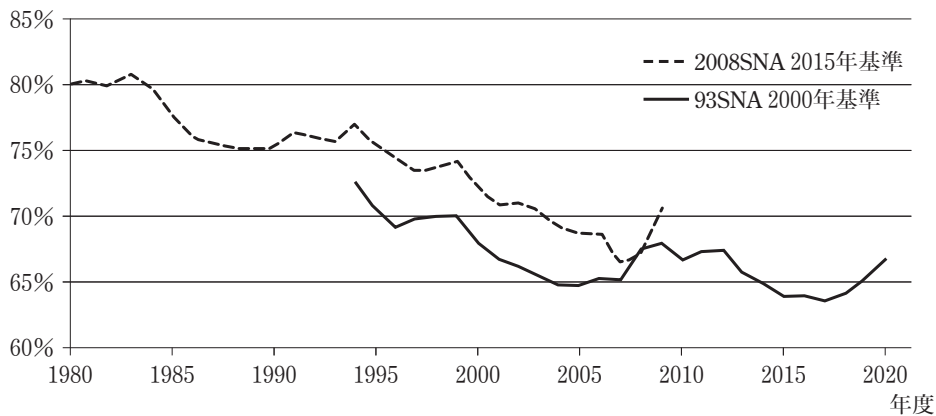
また、家計享受可能率の分母・国内総所得が固定資本減耗を含む粗概念なのに、分子の家計経常収入が固定資本減耗を含まない純概念なので、対応をとるため家計享受率の分子にも家計固定資本減耗を加えている。

家計享受可能率は、1983年度80.7%から1990年度まで低下したが、その後2000年度頃まで上昇、2005年度まで低下、2008年度まで急上昇、2017年度63.6% (2008SNA 2015年基準)まで低下、以後2021年度まで上昇しており、上昇低下を繰り返しながらも、大きく見れば1980年台から最近まで低下傾向にある(図表4)。つまり、日本において家計が享受可能な財・サービスの国民総所得に対する比重は大きく見れば低下している。前述のように家計における政府と対家計民間非営利団体の比重は上昇しているが、政府や対家計民間非営利団体も考慮した家計の広い意味の所得の比重は低下しているのである。

図表4資料)

家計経常収入：Ⅱ. 制度部門別所得支出勘定 5. 家計(個人企業を含む) (1) 第1次所得の配分勘定 (1) 第1次所得の配分勘定 受取
政府個別消費：Ⅱ. 制度部門別所得支出勘定 一般政府勘定 3.1 現物社会移転(支払)
対家計民間非営利団体消費：Ⅳ. 主要系列表 (1) 国内総生産(支出側) 名目年度

図表4 家計享受可能率（日本）



家計享受可能率 = (家計経常収入 - 家計の直接税支払い - 罰金 - 社会保障負担 + 家計固定資本減耗 + 政府個別消費 + 対家計民間非営利団体消費) / 国民総所得

家計の直接税負担：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 4. 政府勘定 2.5 所得・富等に課される経常税（受取）

罰金等：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 5. 家計（個人企業を含む） 2.1 所得・富等に課される経常税（支払）

社会保障負担：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 5. 家計（個人企業を含む） 2.2 純社会負担（支払） （3）家計の現実社会負担（93SNA方式では「b. 雇用者の社会負担」）

国民総所得：Ⅳ．主要系列表 （1）国内総生産（支出側） 名目 年度 国民総所得

従来から指摘されているが（統計指標研究会 [1978] など）、所得分配を論じる際には、様々な留保が必要である。たとえば、雇用者報酬に重役給与のような資本家の収入に含まれるべきものがあるが、この問題は今後の課題として、小稿では扱わない。

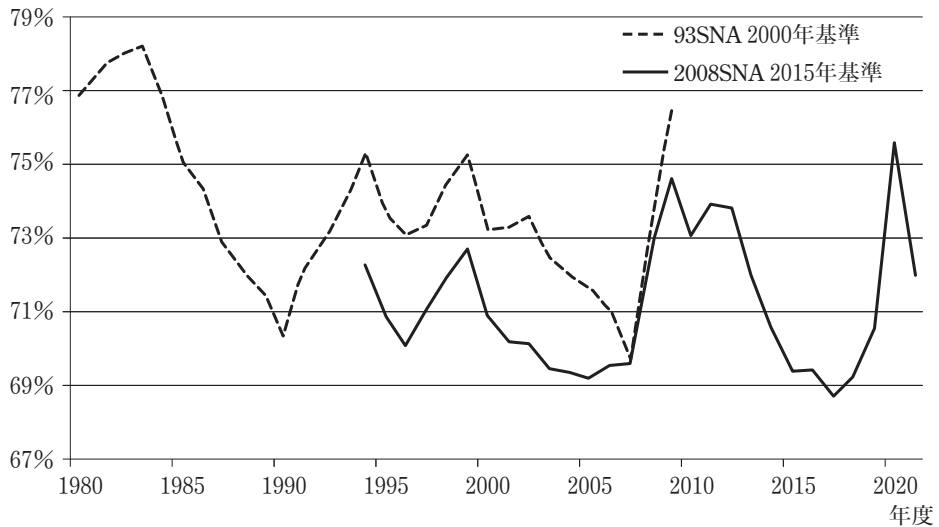
さらに、次のような国民経済計算の諸問題が存在する。

まず、金融の扱いである。53SNAと68SNA方式は、手数料分だけが金融業の生産であり、利ざや（＝受取利子－支払利子）は生産活動ではない、と処理していた。しかし、93SNA方式以降は、「貸出利子－受け入れ預金への支払利子分」も、金融仲介サービス生産として処理している。小稿は、ひとまずSNA方式に準じて、93SNA方式・2008SNA方式の表では、国内総生産等について金融仲介サービスを含む値を用いている。

次に、政府サービスの問題である。SNA方式は政府および公務員はサービスを生産していると処理しており、小稿もそれに準じている。また、93SNA方式以後の政府集合消費という概念——政府消費から政府個別消費を除いたもの——は特定階層・特定部門（企業・家計…）向けではないとするSNAの考えに、小稿は準じている。

さらに、SNA方式は学校法人・宗教法人などに関して対家計民間非営利団体最終消費

図表 5 家計現実享受率（日本）



$$\text{家計現実享受率} = \frac{\text{家計最終消費支出} + \text{政府個別消費} + \text{対家計民間非営利団体消費}}{\text{国民総所得}}$$

支出という概念を設け、当該サービスを家計が受け取っていると処理する。小稿はこれについても SNA 方式に準じている。

家計享受可能率は家計が享受可能な財・サービスの対国民総所得比であり、実際に享受した財・サービスの対国民総所得比ではない。家計が実際に享受した財・サービスは、家計享受可能率の家計経常所得を家計最終消費に変えたものである。すなわち、家計が実際に享受した財・サービスの対国民総所得比を、家計現実享受率と名づけよう。それは次の式となる。

$$\text{家計現実享受率} = \frac{\text{家計最終消費支出} + \text{政府個別消費} + \text{対家計民間非営利団体消費}}{\text{国民総所得}}$$

家計現実享受率は、1983年度78.2%（93SNA 2000年基準）から1990年度70.4%（93SNA 2000年基準）まで明確に低下しているが、その後2007年度69.8%（93SNA 2000年基準）まで上昇低下を繰り返し、2009年度76.4%（93SNA）74.6%（2008SNA 2015年基準）まで急上昇、2017年度68.7%（2008SNA）まで低下、以後2020年度75.6%（2008SNA）まで上昇、2021年度に低下しており、大きく見れば1980年度から最近までやや低下傾向とも見えるが、一定の方向は見出しが難しい（図表 5）。

図表 5 資料)

家計最終消費支出：IV. 主要系列表 (1) 国内総生産（支出側） 名目 年度

対家計民間非営利団体消費支出：同上

政府個別消費支出＝政府最終消費支出－政府現実消費支出

：II. 制度部門別所得支出勘定 一般政府勘定 3.1 現物社会移転

(支払)

3. 政府支出の性格

本節では日本の政府支出の性格を『国民経済計算』から見ていく。キー概念たる政府個別消費が日本の国民経済計算では1980年から推計・公表されているため、検討期間は1980年からとしている。

政府の経常的支出と資本的支出を合わせたものを小稿で「政府支出」と呼ぶ。それは次の式で表される。

$$\begin{aligned} \text{政府支出} = & \text{政府最終消費支出} + \text{政府固定資本形成} + \text{政府在庫品増加} \\ & + \text{政府土地購入(純)} + \text{政府による移転的支出} \end{aligned}$$

なお、政府サービスはすべて最終需要（＝政府最終消費支出＋販売）されるとSNA方式は処理しているため、政府支出には中間需要は存在しない。

政府最終消費支出・政府固定資本形成・政府在庫品増加・土地購入（純）に加えて、政府の経常支出には「社会保障給付」があり、別に移転支出も存在する。政府による家計へのサービスや財の提供はSNA方式では移転ではなく政府個別消費に分類されるから、移転支出は政府から家計への現金の移転である。さらに移転支出は、家計向け・企業向け・海外向けが存在するが、小稿のテーマは政府と家計の関係だから本来は家計向け移転支出だけを対象とすべきである。政府から家計への移転は、社会保障給付と社会扶助金の合計である。

まず、上記の政府支出に占める家計向け支出を見てみよう。すなわち、下記の値を日本について1980年代から最近まで国民経済計算から求めよう。

$$\frac{\text{政府個別消費} + \text{「社会保障給付 現物社会移転以外の社会給付」} + \text{社会扶助金}^{6)} }{\text{政府支出}}$$

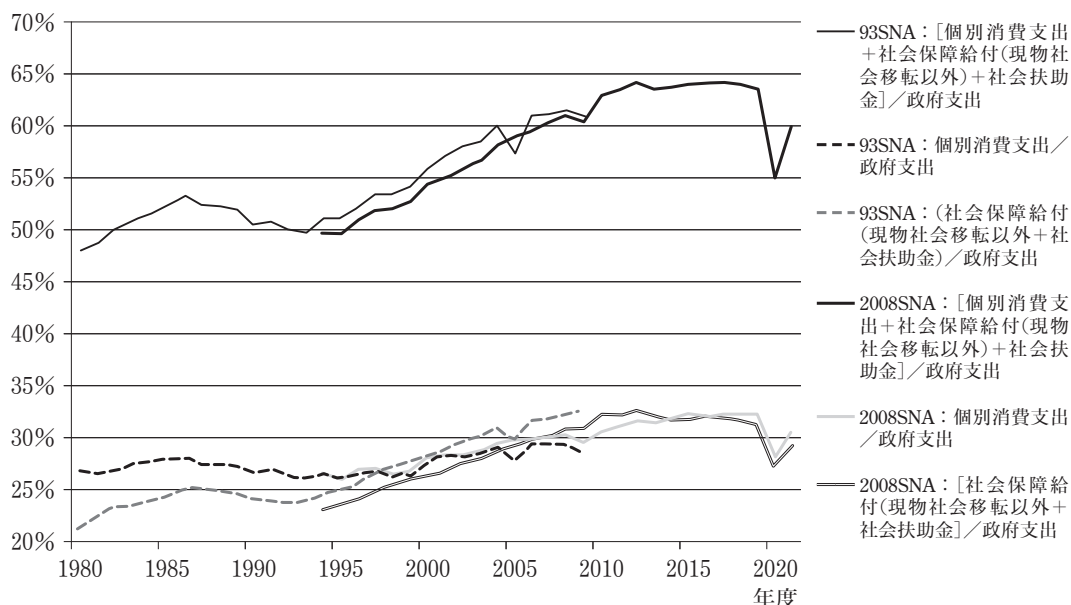
政府個別消費は、政府から家計への現物社会移転（政府による家計向けサービス提供および家計向け商品の無償提供）であるから、社会保障給付のうちの現物社会移転は含んでいる。そこで政府個別消費に現物移転以外の社会保障給付（現金等）を加えれば、政府から家計への財・サービスと現金等の提供の総和となる。

2008SNA 2015年基準「社会保障給付 現物社会移転以外の社会給付」は、93SNA 2005年基準では「無基金雇用者社会給付」という項目名だから、公務員に対する無基金雇用者社会給付であり、雇用者報酬したがって家計現実消費にに含まれていると考えられるので、この分子に含めない。

ここに、社会保障給付とは、一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備え

6) 93SNA 2000年基準では「無基金雇用者社会給付」となっている。無基金雇用者福祉給付は、社会保障基金や私的な年金基金など外部機関を利用せず、また自己で基金を設けず雇主が雇用者に支払う福祉的給付である。企業等の雇主負担なので含まない。すでに「第1次所得の配分勘定」の雇用者報酬に含まれている。（内閣府『国民経済計算』用語解説）

図表6 個別消費・社会保障の対政府支出比（日本）



となることを意図して家計に支払われる経常移転（内閣府『国民経済計算』用語解説）であ。内閣府『国民経済計算』用語解説によれば、①公的年金等の現金による社会保障給付、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給付」、⑤社会保障制度の医療保険給付及び介護保険給付（現物社会移転の一部）である。②③は政府による支払い項目ではなく、⑤も現物社会移転として政府個別消費に含まれる。したがって、政府から家計への支払に含まれるのは、①公的年金等による社会保障給付と④社会扶助給付である。

なお、社会扶助給付とは、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転（内閣府『国民経済計算』用語解説）である。具体的には生活保護費（公費負担医療給付は現物社会移転に含まれるため除く）、恩給等、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。「基礎資料の制約上、現金分と現物分を区分することが困難なものがあるため、現物給付分も一部含む」（内閣府『国民経済計算』用語解説）

下記の各項目の対政府支出比を見て、日本における政府支出の構成の変動みよう（図表6）。なお「政府支出」の定義は、小稿「1. 基礎的概念」および図表2を参照されたい。（図表6資料）

政府支出：小稿図表2 参照

政府個別消費支出 = 政府最終消費支出 - 政府現実消費支出

：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 一般政府勘定 3.1 現物社会移転
(支払)

社会保障給付(現物社会移転以外)(政府による支払)：フロー編(付表) 2. 制度部門別所得支出勘定 4. 一般政府 (2) 所得の第2次分配勘定 2.1 現物社会移転以外の社会給付(支払) (1) 現金による社会保障給付

社会扶助金(政府による支払)：フロー編(付表) 2. 制度部門別所得支出勘定 4. 一般政府 (2) 所得の第2次分配勘定 2.1 現物社会移転以外の社会給付(支払) (3) 社会扶助給付

なお、「2. 制度部門別所得支出勘定 4. 一般政府 (2) 所得の第2次分配勘定 2.1 現物社会移転以外の社会給付(支払) (2) 無基金雇用者社会給付」は、公務員への社会給付であり公務員給与の一部なので加えていない。

図表6から次のことが読み取れる。[個別消費支出+社会保障給付(現物社会移転以外)+社会扶助金]/政府支出は、93SNA 2000年基準では1980年度48.0%から2009年度61.0%へと上昇傾向にあり、2008SNA 2015年基準でも1994年度49.5%から2017年度64.2%へと上昇傾向(その後2021年度59.8%へ低下)にあり、現物移転も含む家計向けの支出が政府支出全般の中で比重を増していることが確認できる。そのうち[個別消費支出/政府支出]は、93SNA 2000年基準では1980年度26.7%から1999年度26.4%とほぼ横ばい後、2008年度29.3%へと上昇傾向にあり、2008SNA 2015年基準では1994年度26.4%から2019年度32.3%へと上昇傾向にあり、家計向けの現物移転が政府支出全般の中で比重を増している。また[社会保障給付(現物社会移転以外)+社会扶助金]/政府支出は、93SNA 2000年基準では1980年度21.3%から2009年度32.6%へと上昇傾向にあり、2008SNA 2015年基準でも1994年度23.1%から2012年度32.5%へと上昇し、その後低下しているがそれでも2021年度29.3%と1994年度よりもかなり高い。

前節で見たように家計面からは政府個別消費の影響について一定の方向は見出しがたかったが、政府支出面からは政府個別消費の比重は増していることが確認できる。

さらに日本経済全体に対する政府個別消費の比重に関して、政府個別消費の対国民経済計算比で見て、2000年基準 93SNA では1980年度7.7%から1991年度7.4%(2000年基準 93SNA)までやや低下傾向だったが、その後2009年度11.4%上昇している。さらに2015年基準 2008SNA でも1994年度8.1%から2014年度12.1%へと上昇し、その後ほぼ一定の後、2018年度12.0%から2021年度13.3%へと上昇している。このように政府個別消費の日本経済全体における比重を増していることが確認できる(図表7)。

図表7資料)

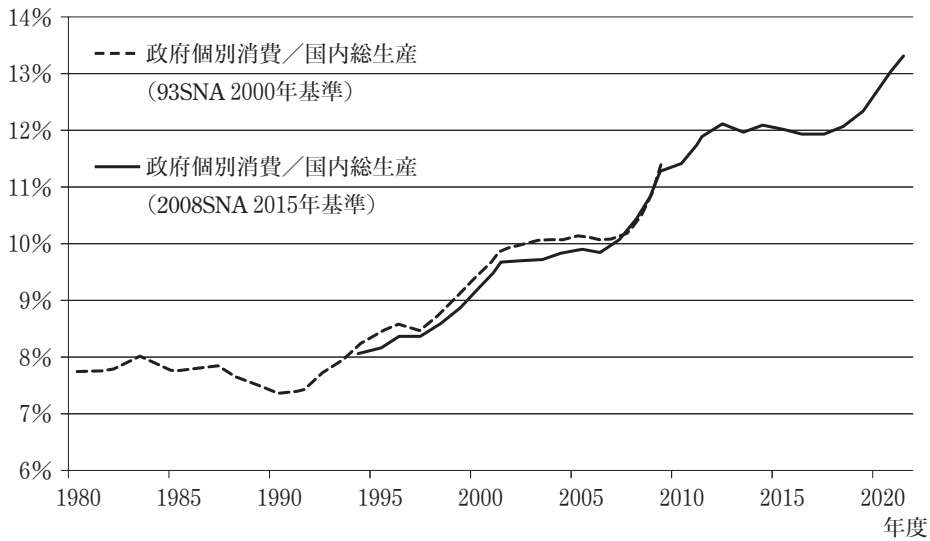
国内総生産：フロー編 I. 統合勘定 1. 国内総生産勘定

政府最終消費支出：Ⅳ. 主要系列表 (1) 国内総生産(支出側) 名目 年度

政府個別消費支出=政府最終消費支出-政府現実消費支出

：Ⅱ．制度部門別所得支出勘定 一般政府勘定 3.1 現物社会移転

図表7 政府個別消費／国内総生産（日本）



(支払)

結び

小稿で国民経済計算によって1980年度から最近までの日本について見た。家計消費に関しては明確な方向は確認できなかったが、日本において1980年代から政府支出の中での家計向け支出である政府個別消費の比重は増していることが確認できた。このように政府支出は家計向けに比重を移し、その性格が家計向けへと変化していると評価できよう。政府による財・サービス支出も含めた広い意味の家計消費の比重が増し、それに押されて資本形成行動が抑制された、という面が存在するわけである。これへの対抗として、政府による家計向けの財・サービス支出を抑制すべきだという主張が出てくる。「小さな政府論」は、この流れであると考えられる。

なお、家計内部、すなわち家計各階層ごとの受益・負担は見えていない。国民経済計算は家計階層についての視点を持たないためである。この問題は今後の課題としたい。

〔文献〕

- (53SNA) United Nations Department of Economic Affairs Statistical Office [1953], *A System of National Accounts and Supporting Tables*, New York: United Nations
- (68SNA) United Nations [1968], *A System of National Accounts*, United Nations, New York: United Nations (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系：国際連合の新しい国際基準』大蔵省印刷局, 1974年)
- (93SNA) Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [1993], *System of National Accounts 1993*, New York: United Nations

(SNA2008) European Commission, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank [2009], *System of National Accounts 2008*, New York: United Nations (内閣府経済社会総合研究所 (仮訳)『2008年改訂国民経済計算の体系』) (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/2008sna.html>))

小川雅弘「国民経済計算における家計現実消費と政府個別消費」『大阪経大論集』第70巻第5号, 2020年1月

——「国民経済計算および産業連関表から見た政府個別消費」『大阪経大論集』第73巻第1号, 2022年5月

統計指標研究会 [1978]『統計 日本経済分析』上・下, 新日本出版社

橋本貴彦「価値利潤率と剰余価値率の実証分析」, 松尾匡 編著『最強のマルクス経済学講義』ナカニシヤ出版, 2021年

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 編『国民経済計算年報』各年版